

政策支援融資（京都市和装産業取引改善等特別資金）制度要綱

1 目的

市内に所在する和装関連卸売業者及び西陣・友禅等の和装関連製造業者に対し、事業に必要な運転資金を長期・低利で融通し、もって企業の経営の安定を図ることを目的とする。

2 融資対象資金

運転資金（府・市制度融資返済資金を含む。）

3 融資対象者

市内に所在する和装関連卸売業者及び西陣・友禅等の和装関連製造業者で、同一事業を1年以上営んでいるもので、和装業界における取引関係の正常化、構造改善に真剣に取り組む業者（「取引・構造改善計画書」及び「資金返済計画書」の提出が必要）。

4 融資条件

- | | |
|------------|--|
| （１）融 資 限 度 | 1 事業者（団体）あたり 2 億円以内（京都市内に所在する事業者（商工組合等を除く）が、京都府・京都市の制度を併用した場合は、4 億円以内） |
| （２）融 資 利 率 | 年 1. 7 %以内の金融機関所定利率（固定） |
| （３）融 資 期 間 | 1 0 年以内（据置 1 年以内） |
| （４）返 済 方 法 | 元金均等月賦返済 |
| （５）保証人・担保 | 必要に応じ、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付する。 |

保証協会の保証を付する融資にあつては、担保は必要に応じて求めることとし、保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。

保証協会の保証を付さない融資にあつては、取扱金融機関の定めるところによる。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、次の書類を5の受付場所に提出しなければならない。

ア 融資申込書（金融機関所定）

イ 保証協会の保証付きの場合、信用保証委託申込書（保証協会所定）

ウ 必要に応じて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

エ 試算表等

オ 市民税の納税証明書

カ 取引・構造改善計画書（様式は別に定める。）

キ 資金返済計画書（様式は別に定める。）

ク その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を審査する。信用保証の必要なものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書や審査結果を踏まえて、融資を適当と認めるものについては、速やかに融資を実行する。

8 その他

(1) 制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ、市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本融資制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本融資制度の取扱い、令和8年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の京都市和装産業取引改善等特別融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。